

## 第2回葉山町障害者福祉計画策定委員会 議事録概要

1. 日 時 平成 29 年 7 月 31 日（月）16:00～18:00
2. 場 所 葉山町役場 3 階 協議会室 2
3. 出席者 在原理恵（委員長）、雨宮由美（副委員長）、杉野三千代、檜原絢子、菊池一美、大櫛重光、萩原崇至、鈴木創、柿本啓子、青木英子、加藤智史、守屋恵子、今井昭子、中丸由美子
4. 議 題 ①障害のある人を取り巻く葉山町の状況について  
②施策の進捗状況について  
③国の基本指針の改正について  
④次回以降の開催日について
5. 資 料
 

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 資料 1 | 第 1 回計画策定委員会議事録（要約） 案              |
| 資料 2 | 障害のある人を取り巻く葉山町の状況                  |
| 資料 3 | 施策の進捗状況                            |
| 資料 4 | 各実施事業の状況                           |
| 資料 5 | 第 5 期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて【概要版】 |
| 資料 6 | （改正後全文）厚生労働省告示第 116 号              |
| 資料 7 | 「葉山町障害者福祉計画」の全体構成（案）               |

## 【開会のあいさつ】

**事務局**：これより第2回「葉山町障害者福祉計画策定委員会」を開催する。

出席委員が 14 人、欠席委員が 2 人と過半数の出席のため、規定により委員会は成立していることを報告する。また、本日は 1 人の傍聴希望者がある。傍聴者の方には配布している、傍聴の注意事項を遵守していただくようお願いしたい。

資料の確認、また、前回委員会の内容確認について、資料 1 により説明し、議事録の確認を行い、公文書として承認をいただいた。

## 【議事】

(1) 障害のある人を取り巻く葉山町の状況について

**委員長**：それでは議事に入る。まず「(1) 障害のある人を取り巻く葉山町の状況について」事務局より説明を願う。

**事務局**：「(1) 障害のある人を取り巻く葉山町の状況について」**資料 2**より説明。

**資料 2**については現行の障害者福祉計画に記載してある事項になるが、時点修正を行い最新の状況のものを作成した。

1. 人口の状況について。平成 29 年 4 月 1 日現在の人口は総数 33, 377 人。平成 26 年度 33, 618 人であったため 241 人減少している。現行計画でも人口は推移と推計という計算を行っているが、平成 26 年度に出した平成 29 年度の推計値は、33,

316 人となっている。それに対して実績値は 33, 377 人となり、推計とほぼ同じ数値となっている。また、人口の将来予測として、平成 30 年度から平成 35 年までの 6 年間の人口推移を推計値として総合計画とあわせて掲載していきたいと思う。

2. 障害者（児）の状況について。（1）障害者数の推移の①は身体障害者手帳所持者数の推移になる。年によって、上がり下がりがあり、大きな変動がないのが身体障害者の特徴になる。2 ページに等級ごとの内訳を掲載しているのでこちらでもご覧いただきたい。②は療育手帳所持者数の推移になる。こちらは障害程度ごとに推移を掲載しているが、傾向としては B2 の療育手帳所持者の人数が増えている。知的障害者については人数の変動があまりない特徴がある。③は精神保健福祉手帳所持者数の推移になる。こちらは全体的に見て、2 級所持者が圧倒的に多い状況になっている。精神障害者については年々増加傾向にある。（2）障害者支援区分の状況については、障害者自立支援制度でサービスを利用する前に認定される障害支援区分の認定者数の内訳を示している。現在、障害福祉サービスを利用している人は 141 人おり、サービスを利用する上で、支援区分を必要とするサービスと就労移行支援、就労継続支援など区分が必要ないサービスがあり、平成 26 年度は障害支援区分ありが 90 人だったが、現在 95 人となっている。

3. 障害福祉サービス等の利用状況について。（1）障害福祉サービスの①は自立支援給付と障害児通所支援の平成 29 年 3 月提供分を掲載した。現行計画は平成 26 年 3 月提供分をのせているので推移をみていただきたい。最近の傾向等については、自立支援協議会の相談支援ネットワーク委員会で評価などは済んでおり、今後、運営委員会、全体会で協議を行い、次回の策定委員会で示したいと思う。②は自立支援医療の利用実績を掲載している。3 年前と比べると更生医療は 17 人から 23 人と透析の方が増えている傾向がある。透析の方は重度障害者医療適用になるが、65 歳以上で透析を始めた方は重度障害者医療該当にならないため、更生医療でより安くするという方が増えている。育成医療はほとんどが手術になるため、その都度、必要な手術ということで変動が年によって大きいものになり 7 人から 3 人と減っている。また、精神通院医療については精神科を受診する方の医療費の負担を 3 割から 1 割に軽減するもので、数値の伸び幅が一番大きいものになり、306 人から 354 人という結果が出ている。③は補装具費の支給実績を掲載している。52 人と例年このくらいの数値になるが、補装具については、耐用年数が物によって異なるため、年度で変動はある。（2）地域生活支援事業について、この事業は国の法定事業である障害福祉サービスに対し任意事業となり、移動支援・日中一時のサービスについては平成 29 年 3 月提供と 1 ヶ月分の実績を掲載しており、その他のサービスについては月によって変動があるため年間分をまとめて掲載している。障害者相談支援事業に支援センター風、地域生活サポートセンターとらいう、葉山町こころの相談室ポートの 3 事業所を掲載しており、平成 28 年度の年間利用の合計件数は 4, 217 人になっている。3 年前は 4, 357 件であり、少し減少しているが、年によって変動

があるものにはなる。(3) その他の福祉サービスについては、町が独自に実施しているサービスの利用実績を掲載している。3年前に比べて大きく変動しているのが重度障害者燃料費助成事業になり、3年前に94人だった利用者数が28年度は184人になっている。要綱改正を行い、使い勝手を良くした結果、件数が増えたものとなる。

4. 障害児の教育環境について。町内保育園の数と保育園に通っている障害児の数、たんぽぽ教室(障害児通園施設)に通っている児童の数については、保育園の数が27年度に1つ、28年度に2つ増と大きく変動があった。町内の小中学校の特別支援学級の状況については、在籍する児童の障害の状況によって特別支援学級自体が障害種別ごとに設定されるため、年により変動がある。また、町内の通級指導教室ことば・きこえの教室の在籍者数について掲載している。

**委員長**：現行計画の第2章を同じ項目で直近の数字にしていくということだったが、数字の出し方等について質問等ないか。

**委員**：**資料2**の7ページ、ことばの教室、通級指導教室について、通級している児童は籍が普通級・通常級にあるので、町内の通級指導教室の在籍者数を通級児数に、それから在学者数のところも通級児数に変更をしてほしい。

**事務局**：そのように訂正する。

**委員**：**資料2**の5ページ(2)地域生活支援事業の地域活動支援センター事業について、とらいむ28人、ポート83人とあったが、この数字に少々驚いた。

**委員長**：すごく増えているということか。

**委員**：ポートはとても狭く、職員の数も決まっている。登録者数と考えていいのか、毎日の利用者はこんなにも多くないでしょうが、登録者数が83人にしてもとても多いと思った。

**副委員長**：利用者数は登録者数で、葉山町は就労継続B型のトントン工房に通所する人が地域活動支援センターを併用することも認めており、その登録者が34人で、残りの方は地域活動支援センターのみの方になる。とても多いように感じるが、毎日通所するわけではなく、地域活動支援センターに登録されている方は勤めている方もいる。息抜きにたまにトントンでストレスを発散させたいという方や色々プログラムをやっているので英会話教室とかテニス教室とかフラワーアレンジメントなどそれだけに参加する方、その細い地域社会とのパイプ、そういうものだけに参加する方、それから結婚して家庭を持っている主婦の方で障害を持つ方が、5・6組いるので、その方達は毎日来られず、何かあった時にポートに来るということで、常時通所している方は全体と合わせると25・6人というところになる。ものすごく立て込んでいるわけではないが、今日もみんなとホールで話をしていて、ちょっと息苦しいかなという感じにはなっている。

**委員長**：他に質問等なければ、議事(2)施策の進捗状況について事務局より説明願う。

事務局：「(2) 施策の進捗状況について」資料3、資料4より説明。

資料3については現行計画における3つの重点施策の進捗状況を記載している。重点施策の文章は計画にそのまま掲載してある文章になり、関連施策についても計画に掲載してあるとおりとなる。各重点施策の矢印に囲まれた欄が進捗状況となっている。重点施策1相談支援の質の向上の進捗状況について、町ではサービス等利用計画の作成が3月31日現在で99%になった。今現在については100%ということで必要な方には全てサービス等利用計画の作成ができている状況になっている。これも全てセルフプランなしの相談支援事業所が作成した計画になっている。これによってサービスを受けている人への支援が円滑に行われており、その効果で、障害福祉サービスの制度が認知され給付費に反映され、年々増加傾向にある。しかし、依然としてサービスにつながっていない人への支援については、まだ課題を抱えており、今後も引続き潜在的に存在する支援が必要な人への支援体制を引続き重点的に取り組んでいく必要があると記載している。

重点施策2就労支援体制の整備の進捗状況について、就労移行支援事業所の増加によって、就労に向けた動きが活発になり、この3年間、就労移行支援事業所が急激に増えて就労にむけての相談が窓口にも増えている。給付費にも表れており、就労移行支援、就労継続支援を中心に大幅に増額となっている。町としては今後も福祉的就労の充実をはかるため、サービスの視点だけではなく、サービスをバックアップするために優先調達法に基づいて町の業務の委託について積極的に推進していきたいと記載している。また、地域における就労の場を確保するために町職員の雇用も積極的に取り組み、現在7人の障害者が働いている。実際には変動の多い部分ではあるが、今後も積極的に取り組んでいきたい。ただ、葉山の地域の中には依然として就労できる場が少ないという現状にあり、見本として町職員の雇用を進めているわけだが、葉山のような交通不便地では町外への就労に通うことが妨げになっているという仕組みがあるため、引き続き地域で働ける場を確保することと通勤の問題の解消を図っていく必要があると考えている。

重点施策3地域で自立した生活を送るための環境づくりの進捗状況について、平成29年度から知的障害者のグループホーム、ジャストサイズ一色が今まで葉山にあったが、その代替としてジャストサイズ堀内が新たに開設され、それによって入所できる人数が去年より6人から10人に拡大された。しかし、将来的にグループホームを希望する障害者の人数を考えるとまだ十分とは言えない状況であり、また、身体障害者、精神障害者のグループホームは町内にはないため、今後はグループホームがいかどうかの議論も含めて、引き続き障害種別に応じた多様な住まいが必要があるということを記載している。また、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために葉山町自立支援協議会を中心に障害のある人に対する理解を深める活動を進めており、この自立支援協議会の活動については当事者、事業所、地域、町と一体となって効果的な活動が行われている。年々、活発な活動になっており、

今後とも期待される部分であると考えている。

以上が3つの重点施策の進捗状況になっている。こちらについては障害者計画の部分になり、障害者計画は6年間を見通して立てた計画になるため、今後3年間も引続きこちらに沿って施策を進めていきたいと考えている。

**資料4** 各実施事業の状況については、現行計画の中に掲載した具体的な各事業の達成度評価などを表にまとめたものになり、各事業について担当課に照会をかけ、現在の事業の達成度評価を確認した。また、今後の方向性については平成30年から32年度、今度の改定された計画の期間ではどう進めていくかという部分を選択している。また、表の一番右、現状と今後の方向性については、今後の方向性がこれまで通りに継続というものの以外を選択した場合について、記載されている。各実施事業については3年経つとだいぶ変わっているものがあるため、時点修正という形で、修正させて頂きたいと考えている。今後の方向性を見て、事業ナンバー、5番、6番、7番、5ページ目の27番、32番、それから7ページ目の46番、14ページ目の93番、障害者計画は6年間になるので、こちらは現行計画に書かれている取り組みの方向、事業の内容を修正する必要ではなく、やりかたの変更と現在考えている。修正が必要と考えているものが、1番と13ページの91番と14ページの98番。1番については障害者啓発活動ということで、福祉課で行っている障害者週間は引き続き実施していく予定だが、ともしび運動推進葉山町懇話会については解散されたため廃止という記載がある。こちらは修正が必要と思っている。91番については、公共施設等の整備という項目で、「葉山町公共施設白書等を踏まえて、公共施設全体の保全方針や計画を策定し」となっているが、「計画を策定し」というところがすでに28年度末に既に策定されているため、ここの言い方を変えていく必要があるかどうかを協議して決めていこうと考えている。14ページ98番については、福祉避難所の設置という項目になり、防災安全課と福祉課で取り組んでいる事業になる。「要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制づくりも必要と考えます。」と書いているが、ここは内容を拡大して継続していきたいと考えている事業になるため、少し事業概要方向について修正する必要があるかどうか協議し決めていこうと考えている。この3つの事業については社会福祉協議会、各課と協議し素案のときにお示しできると思う。また、8番「ボランティア活動団体との連携」という項目については、社会福祉協議会の事業になるが、これは廃止となっているので、社会福祉協議会と協議していく。それに関連するかこれから確認させていただくが、15ページに今まで実施事業として掲載していなかったものを新規事業として載せたいということで回答をいただいた項目がある。こちらは基本目標と施策の方向についてはどこに区分けし配置していくか、まだ協議していないが、新規事業ということで社会福祉協議会が行う小地域福祉活動推進の事業を記載している。8番の項目廃止になった事業と関連するかどうかも含めて今後協議し、障害者計画を直していければと思う。内容的な部分は以上にな

るが、こちらの現行計画に載っている継続・拡大という取り組みの方向については、3年前と内容が変わっているため、時点修正というかたちでほぼ継続という形に修正されると考えている。

委員長：質問等いかがか。

委員：今、説明いただいた8番の事業「ボランティア活動団体との連携」のところで誤解があるといけないので説明させていただく。ボランティア活動団体との連携をしないということではなくて、通常の業務の中でボランティアの団体との連携は行っている。ここに事業分けをするということは成果を出していくことになるが、連携をすることによって今まで特別な成果があったということではないため、成果はなかったとか廃止とか、項目がこれしかなかったのこここういう形で書かせて頂いた。日々の業務の中では絶えずボランティア団体との連携を行っているが、事業として何々をするということではないという風にご理解いただきたい。

委員長：他にいかがか。

委員：資料3の3つの重点施策について、重点施策の1として相談支援の質の向上と銘打たれているが、進捗状況のところでは質に関する言及というより、体制整備に関する言及しかされていないので、相談支援ネットワーク委員会等であげられ、取り組み、成果がでている内容と今後課題になる内容というものが入るべきかと思う。それと、来年度の障害福祉計画および障害児福祉計画にかかる基本指針というものに基づいて計画を立てることになるかと思うが、前回の会議で障害児福祉計画の策定については言及がなかったが資料7より、葉山町に関してはこの計画の第4編として障害児福祉計画第1期というように一体的に作成していく方針をとるかと思う。それであるならば進捗状況のところに障害児相談支援の現状が入ってこない、次年度の計画が立てられないかと思う。事業所の管理者として、今の障害児相談支援の課題に関しては、先ほど進捗状況のところで体制の整備というところで成果が非常にあったという評価がされているが、障害児相談支援に関しては資料2の4ページ目の障害児支援利用計画作成費とに関して、52人と出ているが、この52人のうちの相当の部分、9割以上か、どれ位か、ちょっとわからないですが、それ位の部分を支援センター風がシェアをしている。町内にその他の相談支援事業所がないことを考えると、非常にバランスを欠いた状況になっている。また、障害児相談支援を必要とされる障害児の親に関しては、親のネットワークが非常に強力に確立されているところであり、皆さんが支援センター風を使っているということになると、ずっと風という話になり、他の事業所が参入しにくくなっているという体制的な問題もあるかと思うので、このあたりも、進捗状況に自立支援協議会からの意見を踏まえて入れて頂ければと思っている。

委員長：この重点施策の進捗状況の文章については、そのような形で載せていくというイメージでいいか。

事務局：進捗状況については計画の素案の中には載せないつもりでいた。3年たって現在の状況という形でこの資料として提示したが、載せた方が良い等、意見によっては検討する。

委員：私が意見させて頂いたのは、この進捗状況に載せる、載せないとか、次期の計画の冒頭の部分に言及があるとかということよりも、現状の査定を正しく行わないと次期の計画というものがぶれてしまうのではないかということが、主な発言の意図になる。

委員長：今の話はこれから数値的な目標などを新たに作っていく際に、きちんと踏まえなければいけない事項だということを確認するという事で、よろしいか。基本的には障害者計画のところはなるべく最小限の修正という方向で行くという前提であるということですね。他にはいかがか。

委員：この各実施事業の状況の事業概要・取り組みの方向の文言については、これから訂正も入るか。これは現況ですか。

事務局：現況です。ここの各実施事業の状況については障害者計画の中にもあるが、現状と変わっていると思うので、時点修正する必要があると考えている。今白く色が塗ってないところは、これまで通り継続ということなので、修正しなくて大丈夫かと考えている。

委員：白い行？

事務局：白い行です。グレーの中でも1番と91番、98番、それと廃止の事業と新規の事業について修正していく。

委員：そうすると、確認したい。16番と89番、結で関わる事業なので、ここの16番、近隣市に所在する事業所になっているが、町内にも事業所がありますね。89番も町内に利用できる事業所がない。これは確か3年前に伺って、ないならやるよと話があった事業ですからその訂正をお願いします。

事務局：もう一度細かく精査する。

委員：資料2の4ページ、児童発達支援・放課後等デイサービスのところの利用回数365日、これはどのように出すのか。

事務局：これは今、利用されている方の月の利用限度を登録の人数で足しこんだものになる。

委員：利用限度はマックスの23日？

事務局：23日の方もいれば20日の方もいる。

委員：それを全部足しこんで、これが3月提供分になっていると。

委員長：資料4の各実施事業の状況については、明らかに事実として現状と書いてあるものが違っているところは修正する。それ以外、事業としては6年間の計画の中でやっており、修正しないという理解でいいか。

事務局：修正するものしないものを協議して、素案に載せていく。

委員長：他にはいかがか。細かくは次回の時に素案という形で全体が出てきた時に、

またこれが精査されたものが出てくるということで、そこで意見を頂きたいと思う。議事（3）国の基本指針の改正について事務局より説明願う。

**事務局：**資料 5、資料 6 により第 5 期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しのポイントについて説明。国の基本指針については障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものとして、平成 29 年 3 月に改正され、町は基本指針に即して 3 ヶ年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとなっている。今回の国の基本指針は障害児福祉計画第 1 期ということで、児童福祉法の改定に伴って新たに策定することとなっている。計画期間については平成 30 年度から 32 年度の 3 年間になる。今回の改正のポイントは「地域共生社会の実現に向けた取組」になる。高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、「地域共生社会」を実現するため、障害福祉分野についても住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が支え手、受け手に分かれるのではなく、我が事として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込むとなっている。詳しい内容については資料 6 の 3 ページ目の基本指針第一の（1）の方をご確認いただきたい。

次に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について。これは成果目標②に対応している部分でもあり、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にするとされている。詳しくは資料 6 の 9 ページをご確認いただきたい。

3 つ目「地域における生活の維持及び継続の推進」について、これは成果目標の③に対応しており、3 年前の策定の際に新たに設定された項目になっている。今後、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、地域が抱える課題に向き合い地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談できる必要に応じて緊急的な対応がはかられる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備をしていくことが必要となっている。こちらについては地域生活支援拠点自体が整備されていない自治体が多いということで、整備を一層進めていくということが指針の中に書かれている。また、併せて基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進するという事も書かれている。

4 つ目「就労定着に向けた支援」について、こちらは障害者総合支援法の改正が行われ、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス、就労定着支援が創設されたことを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加するということになっている。これは一般就労に移行する障害者が増加している中で在職している障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズ、そういったものに対して、生活面の課題に対応できるようにということで創設されたものになり、成果目標④に対応している。

5 番目に「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」について。こちらは誤りが



あり、基本指針第二の二関連、9 ページになっているが、基本指針第二の五関連で、11 ページに直していただければと思う。今回、児童福祉法の改正に伴って、障害児のサービス提供体制の構築が新たに設定されており、障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することとなったことから、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとなっている。ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築するとなっており、成果目標⑤に対応している。後ほど子ども育成課のほうから具体的な説明を行いたいと思う。

続いて成果目標について、こちらについては3年の計画期間が終了する平成32年度末の目標という形でこれらのものを設定すると言われている。

①の施設入所者の地域生活への移行については現行の計画にもある項目になる。3年前は地域移行者数が12%で設定されていたが、今回の基本指針においては9%以上と設定がされており、施設入所者数については6%から2%という形で数字的なものに変更されている。②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場となっており、これを各圏域と各市町村で設置するとなっている。各自治体によって様々な対応がされており、協議会として専用で設けているところ、または自立支援協議会のひとつの部会として設けているところもある。圏域のほうでもこちらは設けていくとなっているので、町としての考え方を今後、圏域・県と調整を図りながら検討していきたいと思う。精神病棟の1年以上の入院患者数や退院率については県で定めた数字となり、県で出した数字に基づいて市町村の方は各サービスの数値目標を設定する際の参考にするということになっている。県からの数字が出次第、市町村でサービスの各事業の数値目標を設定する際の参考資料となる予定になる。③地域生活支援拠点等の整備について、整備がまだ進められていないということで、現行計画と同じ内容、基本指針とまったく同じ内容が掲載されているが、一層進めるという形になっている。④福祉施設から一般就労への移行について、一般就労への移行者数が現行2倍から1.5倍。就労移行支援事業利用者が現行6割増から2割増。3番目の移行率3割以上の就労移行支援事業所については現行通りの5割以上、4番目の就労定着支援1年後の就労定着率80%以上。こちらは今回の総合支援法の改正に伴って新たに設けられた項目となっている。⑤については後ほど子ども育成課より説明する。

その他の見直しについては、基本指針の第21ページに掲載されている内容になり、今回の国の基本指針の改定によって新たに設けられた項目になっている。町として関連してくるものが障害者虐待の防止、擁護者に対する支援ということで、市町村においては障害者虐待防止対策の推進を図る観点から相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び擁護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定めるということになっている。また、障害者の芸術文化活動支援につい

ては、障害者の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村においては、国との連携を図りながら障害者の芸術文化活動の振興を図ること等について定めるとしており、障害者の理解の周知を図るためにこういった障害者の芸術文化活動を通して周知・啓発を図っていくということを定めるとなっている。障害を理由とする差別の解消の推進については、平成 28 年 4 月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について盛り込むとなっている。

以上が国の指針の見直しのポイントになる。

ここで子ども育成課の説明に移ります。

**資料 7**より障害児福祉計画について説明。こちらは全体の構成案ということで今事務局の方で考えさせていただいたものを示させていただいた。左側の新 29 年 3 月策定というのは 30 年 3 月になるので訂正をお願いしたい。右側が現行の全体の構成になっており、第 3 編の 3 番に障害児支援事業ということで現行計画の中にも障害児のことを掲載しているが、児童福祉法改正により障害児福祉計画を新たに第 1 期として定めるため、こちらを抜き出し、今度の新しい計画の中で第 4 編として障害児福祉計画第 1 期という項目を新たに付け加え、一体でこの計画を考え全体構成の案とした。新しい計画の中で第 4 編として障害児福祉計画、第 1 章、第 2 章、第 3 章とし、こちらは障害福祉計画のつくりと同じように障害児の福祉計画を作るというイメージをしている。今まで今の計画の中では障害福祉サービスの見込み量と確保策という中に障害児支援事業を入れていたが、新しい計画では障害児福祉計画の中に新たにサービスの見込み量と確保策を入れ、次にサービスの成果目標も障害者に合わせた形でこのような構成で作る予定で考えている。この中で現行の障害児支援事業の下にサービスの確保策というところを黒塗りしているが、このサービスの確保策については新しい計画の中でどのように掲載していくか事務局の方でも検討しているところになる。新たにこの項目が消えてしまうので、記載の仕方をどうするか検討する。それに伴い、**資料 5**の成果目標⑤障害児支援の提供体制の整備等ということで、障害児福祉計画ができたことで新たな項目の成果目標が 4 点ほどでた。1 つ目が児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所設置すること。今町内に任意事業所あるが、これは児童発達支援事業所としての位置づけなので、センターではない。ここでいっているセンターは、療育の施設訓練などもそうだが、地域支援例えば保育所に訪問して障害児の支援をするとか、地域支援を含めた大きなことが児童発達支援センターというものになる。そういうものを少なくとも 1 箇所各市町村に設置することになっている。2 つ目に、保育所訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築ということで、これが各保育所とかの障害児の支援をする体制をつくるということになる。3 つ目に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも 1 箇所確保

ということになる。4 つ目に医療的ケア児支援の協議の場の設置を平成 30 年度末までに設けるといふ、この 4 つが今度の新しい計画の成果目標ということで位置づけされている。これらも含めて次回の計画をつくりたいと考えている。

委員長：資料 5, 資料 6, 資料 7 について、質問等いかがか。基本的には国が示した基本指針に基づいて、現状では資料 7 のような構成案を考えていて、次回に中身を示せるということになる。

委員：次回に素案が出てきたときに、質問や修正をすることは可能ですか。

事務局：可能です。素案を出して検討する委員会があと 3 回ある。その 3 回目の素案をパブリックコメントの案として確定し、さらにパブリックコメントを反映し、年が明けてから素案を協議していただくようになる。

委員：今日の基本指針の見直しを聞いただけだと、まだピンとこない部分があるが、わかりました。

委員長：次回素案が出てきてから皆様に十分協議していただく時間はあるということですね。他に今日の段階で確認したいところなどいかがか。

委員：基本指針の見直しのポイントが 5 点示されているが、厚労省からの資料で発達障害児者の支援についてというのがポイントの中に含まれていたのではないかな、というのが 1 点、あと、地域共生社会の実現に向けた取り組みというところで、今年の 2 月に厚労省が出していた資料では介護保険の事業と障害福祉サービスの双方の乗り入れ等について言及がされていたと思う。今日の策定委員会のメンバーの中では介護保険事業計画との整合性をとれる委員について、今後どのように考えていくのか。

委員長：いかがでしょうか

委員：厚労省が出している、我が事丸ごと地域共生社会の実現という考え方で、介護保険の新地域支援事業の中でこの考え方が入ってきていると思うが、障害も高齢も児童も相談を入り口とした場合出口をどういう風にするのかを、障害も高齢も児童も乗り入れながら、特にポイントとなるのが、地域とどのように連携をとっていくかというのが非常に大切になってくる。我が事丸ごと地域共生社会の実現の考え方というのは、大風呂敷を広げた中で考え方を一本にしていきなさいということなので、どのように各市町村が考えを整理していくのかは非常に難しい事だと思う。その辺は、福祉課、子ども育成課のなかで勉強しながらそれぞれの計画の中でどのように抱き合わせをしていくかが非常にポイントになってくるのかと思う。

副委員長：私もその点について、いまさら向こう三軒両隣思考を国から言われるのかという感じで読んだが、これを結局読み落として計画に反映していくものなのか。理念的にという事ではなくて、具体的に介護保険の制度とリンクしていくとしたら、たとえば、相談事業の検討課題としては包括的なひとつを葉山で作るかだとか、そういう議論になっていく。そうするとこの修正がどうこうといっている場合では

なく、理念的なものをどう葉山が落とし込んでいくのかという、みんなが統一してその認識を持っていかないと違う方向に行ってしまうのではないかという気がする。地域丸ごとと言うのが、すごくいやだった。じゃあ国は何をするんだと思えたが、やはり現状の福祉の生き方としては、当然そういう資源はなくなっていくわけなので、そういう方向に行くと言うのはわかるが、じゃあどのように葉山町としては作っていくかというのがみんなの中でひとつにならないと、できていかないのかなと、ただ、数値目標をどうこうして言う場合じゃないという危機を感じている。

**委員**：地域包括支援ケアの考え方もすべてその我が事丸ごとに全部入っているので、どのように整理していったらいいのかというのが資料を見てもなかなか整理がつかない。国は入り口をひとつにしろという考えを示しているので、葉山町が将来どのようにしていきたいという理念だけでも障害計画の中の一文に入れたほうがいいのかと思う。あえて、何々をするという具体的な事業を載せるのではなく、考え方だけでも載せていくのがいい。

**副委員長**：いずれそういう統一されたものに行く一步手前として、たとえば資料 5 の成果目標③地域生活支援拠点というのはそういうのに包括されていくような仕組みだと思う。だからこういうことをどんどん数値化できるような、自立支援協議会でいろいろ議論していくって言うのは大事な事なのではないかと思う。

**委員**：資料がわかりづらいので、どうしたらいいのかという事が具体的に書いていない。それを考えなさいというのが国のスタンスです。

**副委員長**：結局資料をダウンロードしたが、要は地域ががんばりなさいという事だけで、逆に言えばここで地域の力を発揮して、みんなで団結してこれからの福祉を作っていきましょうと宣言していくという事だと思う。この障害福祉計画の策定委員会の皆様も自立支援協議会も一緒にこのことを頭に置きながら議論していかないと福祉は生き延びない。

**委員**：ただ、障害計画は障害計画であるので、事業や数値目標はこれでいいと思う。考え方をひとつの前段として、将来的には我が事丸ごと地域共生社会の実現という事の具体的な概要についても触れたほうがいいのかと思う。今どうこう、具体的な事業を載せていくという事はできないので、葉山町としてはこういう風にしていきたいという考え方だけでも載せた方がいい。

**事務局**：今皆様からご指摘いただいたところで、全体としてどうしても地域包括ケアというところにくくられてしまっている。今回社会福祉協議会と一緒に作った地域福祉計画というところで、全体像としていろんな計画が繋がっているというものにまとめてはいる。葉山町のスタンスをどの様にうたっているか、今、協議体のなかで二層の協議体をどうやって持っていくかなどそういったことも検討を続けているので、その辺の全体的なところは協議体でやっていきたいと思っている。

**事務局**：高齢の担当に確認はしたが、今まで高齢者福祉計画の中では地域包括ケアシステムの中は高齢者のみの事しか書いてなかったが、今改訂作業を行っていて、

今後は障害者だけでなく全体の福祉に関わるものを盛り込んでいく事になっている。すでに表が出来上がっており、その修正をかけていくという事なので、それと障害福祉計画を連携させていくか、その表とまったく同じものを載せるか、そこまでのものが必要か、そういったことを含めてこれから検討していこうと話をしている。後は地域福祉計画とも調整を図っていく。

**委員**：いきなり障害計画の中に高齢者の事を載せると違和感が出てきてしまうので、その辺は精査しながら書いていったほうがいいと思う。

**事務局**：発達障害者支援法に基づく体制という事について、そちらについては発達障害者支援センターを整備するという内容になっているが、これは県が設置する事業になっているため、資料からは削除した。基本指針の6ページに載っている。基本指針が非常に読みにくい、大枠はここに書いてあり、細かい事は後ろの別表に書かれている。

また、追加で説明させていただく。**資料5**成果目標の②のところ、現行の計画を策定したときには精神入院中の精神障害者の地域移行の数というものを盛り込むか盛り込まないかという話がでたが、それは県が策定する数値だったので葉山町はここには盛り込まないという事で3年前に削除している。②の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）と書いてあるが、（項目の見直し）がそういう意味になる。もともと葉山町の計画の中にはないが、県が定めるものとして前はあった。それが今度葉山町としてはこういった協議の場を設置しなさいという事が発生したので②の項目を葉山町としては新たに設けなくてはならない事項となった。説明が飛んでしまい申し訳ない。

**委員長**：それでは（4）次回以降の開催について調整したい。

**事務局**：次回の日程を提示し、調整をするとともに、**資料1**議事録についてHPに掲載することの了承を得た。

**委員長**：それでは、10月11日水曜日の13時からということでよろしいか。

**【閉会】**

**委員長**：事務局か他にいかがか。それでは閉会とする。

<次回開催日> 平成29年10月11日（水）13時から15時